

日 根 野
岨 山
地 区
地区計画

届出のてびき

泉 佐 野 市

〔地区計画とは〕

地区計画は、従来の用途地域を中心とした広域的な都市計画では十分に対応できなかった、地区レベルでのきめ細かなまちづくりを行う都市計画の制度です。

地区の良好な生活環境とまちづくりを進めるため、地区の特性に応じた区画道路、公園などの地区施設や、建物の用途、形態、敷地の規模などに関する詳細な計画を定め、これをもとに開発行為や建築行為を規制誘導していきます。

〔地区計画の届出〕

地区計画の区域内において、建築行為や土地の区画形質の変更などを行う場合、工事着手の 30 日前までに届出をしていただく必要があります。また、その行為等が地区計画に適合していない場合は、設計の変更等を行っていただくよう勧告します。

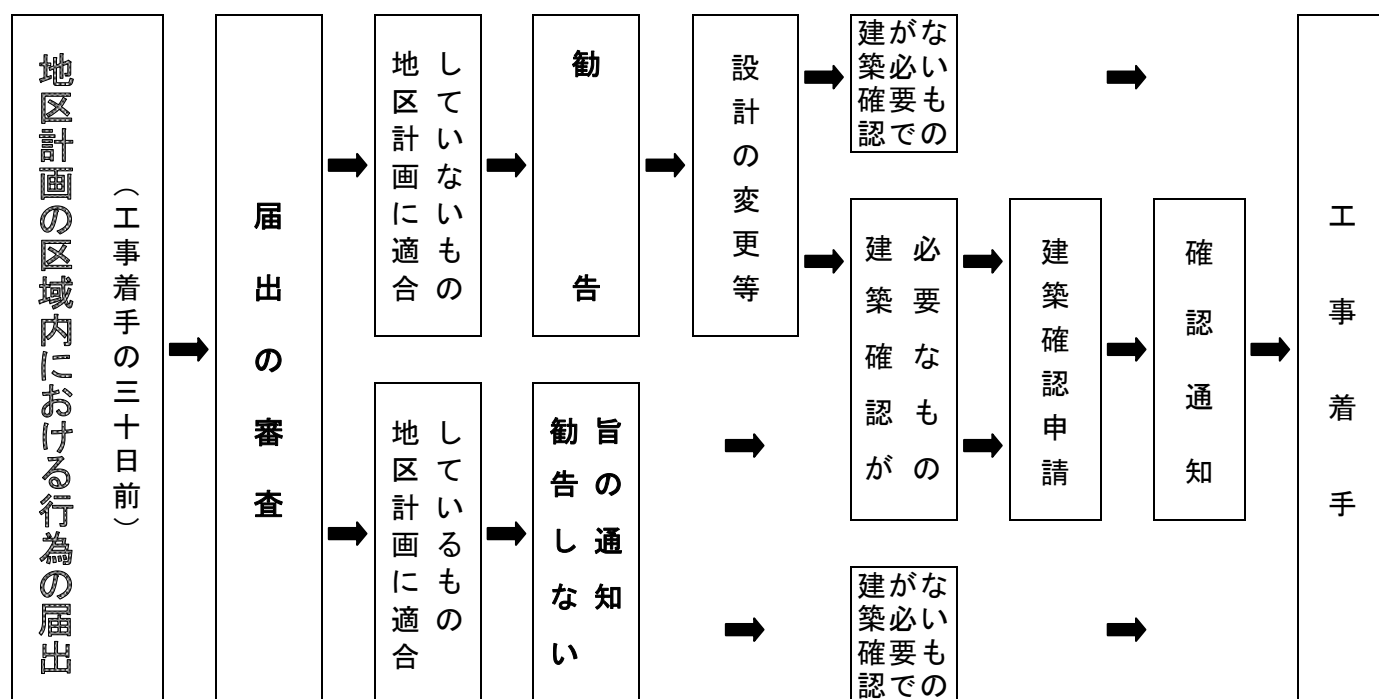
〔届出の必要な行為〕

地区計画の区域内で届出を必要とする行為は、右に示すとおりであり、建築確認申請の前に必ず地区計画の届出を行って下さい。

ただし、都市計画法第 29 条の開発許可を必要とする行為（土地の区画形質の変更に限る）は、届出の必要はありません。

土地の区画形質の変更
建築物の建築（新築、改築、増築）
工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更

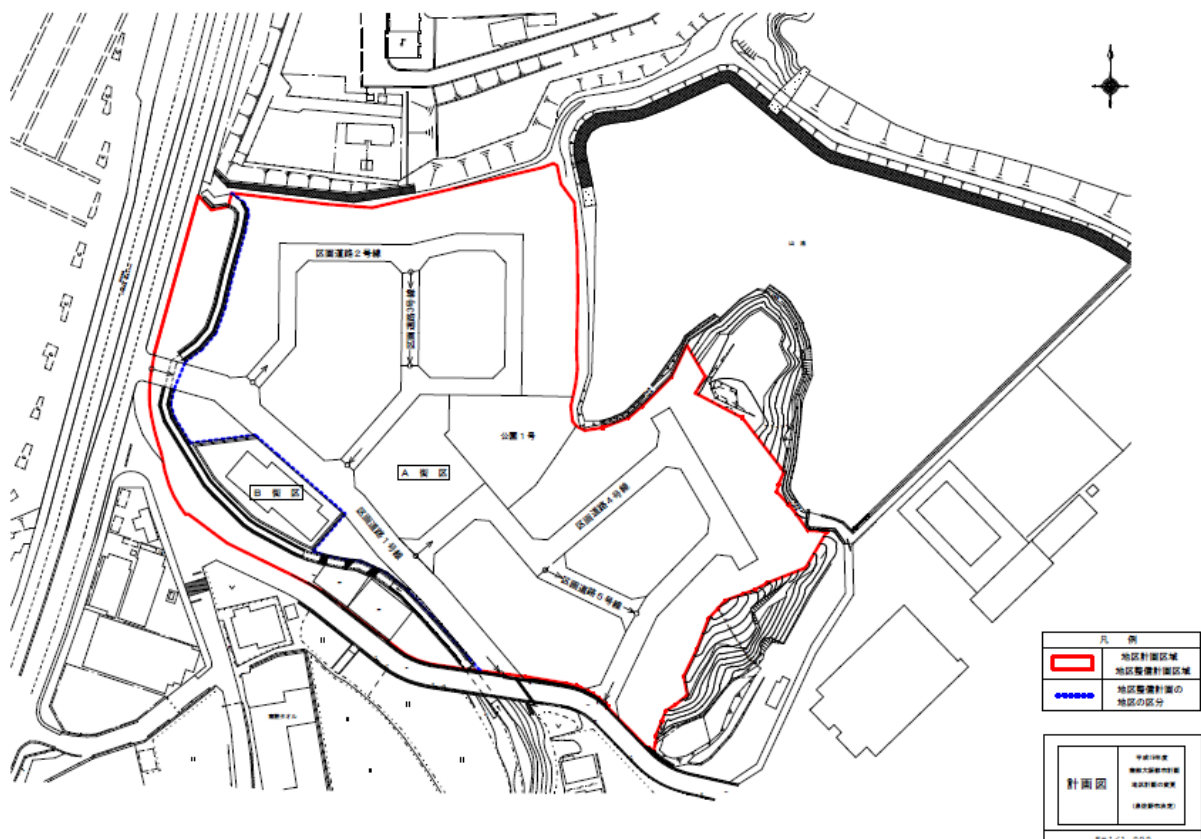
〔届出から工事着手までの流れ〕



【届出に必要な書類】

- 1 地区計画の区域内における行為の届出書 . . . 2部
- 2 委任状（代理人による届出の場合） . . . 2部
- 3 添付図書 . . . 各2部
 - ① 土地の区画形質の変更
 - ・変更行為を行う区域、区域内及び周辺の公共施設を表す図面（1/2,500以上）
 - ・設計図（1/100～1/300）
 - ② 建築物の建築、工作物の建設、建築物等の用途の変更
 - ・敷地内における建築物、工作物の位置を表す図面（1/100～1/300）
 - ・二面以上の立面図及び各階平面図（1/50～1/300）
 - ③ 建築物等の形態又は意匠の変更
 - ・敷地内における建築物、工作物の位置を表す図面（1/100～1/300）
 - ・二面以上の立面図（1/50～1/300）
- 4 その他参考となる図書
 - ① 建築物の建築、工作物の建設、建築物等の形態又は意匠の変更
 - ・建築物のパース等（意匠のわかるもの）
 - ② かき又はさく等の設置
 - ・敷地内におけるかき又はさく等の位置を表す図面（1/100～1/300）
 - ・断面図（1/50～1/300）

【地区計画の区域】



【地区計画の内容】

1 地区計画の方針

名 称		日根野岨山地区地区計画
位 置		泉佐野市日根野地内
面 積		約 2.2 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、大阪の都心部より関西国際空港への鉄道アクセス分岐点であるＪＲ阪和線日根野駅から東へ約５００ｍに位置するとともに、都市計画道路大阪岸和田泉南線に面し、同道路を挟んで対面に郊外型大型小売店舗が位置するなど、利便性の高い地区となっている。 本計画は、良好な居住環境の整備を図るため、自然環境と調和した緑とうるおいのある郊外住宅地区として、ふさわしい環境を形成し、維持、保全することを目標とする。
	土地利用の方針	緑豊かな、ゆとりとうるおいのある低層の戸建住宅を主体とし、日常生活に必要な店舗等を含んだ土地利用を図る。 道路については、幅員（有効）を６ｍ以上とし、行き止まりのないようネットワーク化を図る。 調節池については、下流域における洪水などの災害発生を未然に防止するため、必要な容量を確保し、恒久的なものとして適切に整備する。 協定緑地など、開発に伴い必要となる施設については、法令及び府条例などの規定に基づき、関係機関と必要な協議を行い、適切に整備し、健全な土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	当地区の、健全な土地利用及び良好な居住環境の形成を図るため、道路、公園を適切に配置する。
	建築物等の整備の方針	建築物の、用途及び壁面の位置の制限等を行うことにより、健全で良好な街区の形成を図る。

2 地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	区画道路１号線 幅員 9 m 延長 約 155 m 区画道路２号線 幅員 6 m 延長 約 236 m 区画道路３号線 幅員 6 m 延長 約 34 m 区画道路４号線 幅員 6 m 延長 約 225 m 区画道路５号線 幅員 6 m 延長 約 30 m
		公 園	１号 990 m ²

地区整備計画	地区の区分	区分の名称	A 街 区	B 街 区
		区分の面積	約 1. 9 h a	約 0. 3 h a
	建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない (1) 住宅（2世帯住宅を含み、長屋は除く。） (2) 診療所 (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 前各号に掲げる建築物に付属するもの（建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。）	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (5) 倉庫（倉庫業を営む倉庫は除く。） (6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、建築基準法施行令第130条の5の2で定める建築物 (7) 前各号に掲げる建築物に付属するもの（建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。）
		建築物の敷地面積の最低限度	180平方メートル	
		建築物の容積率の最高限度	10分の10	
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の5	
		建築物の高さの最高限度	10m。ただし、建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。 当該部分から、隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの。ただし、建築物の敷地が北側で水面その他これらに類するものに接する場合においては、当該水面その他これらに類するものに接する隣地境界線は、水面その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上でなければならない。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の外壁の色彩は、落ち着いた色調とする。	
		かき又はさくの構造の制限	道路等(建築基準法第43条第1項ただし書きに示す空地等を含む)に面するかき又はさく(門柱及び門扉を除く)を設置する場合は、次に掲げるものとしなければならない。ただし、宅地地盤面より高さ60cm以下の腰積みを併設することは妨げない。 1 生垣 2 透視可能なフェンス等を設置する場合で上記と同等の機能を有するよう植栽等により美観に配慮し、緑化に努めたもの。 ただし、道路等に面して植栽帯を設ける場合は、この限りでない。	

届出についてのお問い合わせ
泉佐野市都市整備部都市計画課
Tel 072-447-8124